

**鳥取県告示第735号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月11日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人やず 理事長 山根 英明	八頭郡八頭町 宮谷123	介護老人保健施設すこ やか	八頭郡八頭町宮谷123	平成20年10月 1日